

スポーツ備品等貸し出し事業説明書

令和6年12月23日作成

1. 事業の目的

本事業は障害のある方達や市民が運動機器等の貸し出しを通して、運動に親しみ、自己実現や社会参加が進むことや、運動機器の貸し出しを通じて、障害のある人もない人も一緒に運動を楽しむ機会が広がり、お互いを知ることを通して、差別や偏見が無くなることを目指すものであります。

2. 貸し出し可能なスポーツ用具

別紙参照

3. 貸し出し可能な団体

障害児者支援センター貸室を使用している団体等

4. 申し込み方法

- ① 当施設を利用したことがなく、スポーツ用具の貸し出しを希望される方は所定の書式による使用団体登録が必要です。
- ② 登録後は所定の様式に必要事項を記入したうえで、来館、ファックス、メールにて貸し出し事業申込用紙（様式2）を提出してください。使用予定の1週間前までに申請をお願いします。
- ③ その後貸し出しの可否を地域交流よりご連絡します。引き取り・返却の日程を調整します。
- ④ 使用後は原状復帰の上、速やかにご返却ください。
- ⑤ 申込受付および貸出・引き取り対応日

月曜日から金曜日 9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝祭日・年末年始 1/29～1/3は除く）

4. 費用および貸出期間

- ① 費用：無料
- ② 貸出期間：おおむね貸出日から返却日まで7日以内

5. 遵守事項

※以下に当てはまる場合には貸し出しができませんのでご注意ください。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある時
- ② 建物、設備、器具等を損傷する恐れがある時。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益となる、又

はその恐れがある時。

- ⑥ 営利を目的として使用する場合。
- ⑦ 指定管理者が貸し出し団体の使用目的が、当センターの設立趣旨にそぐわないと判断した時。
- ⑧ 使用者の扱いにより施設および機器等備品が破損した際は、弁償の対象となります。
- ⑨ 貸し出し備品の返却の際は必ず職員による点検を受けてください。
- ⑩ 貸出期間をお守りください。
- ⑪ 上記注意事項について、再三の注意にもかかわらず、改善されない場合は貸し出しを中止することがあります。

6. 免責事項

・本事業により貸し出した備品を使用して、主催者および参加者が負傷又は損害を負った場合、当法人は一切の責任を負いません。

本説明書は令和6年12月23日に作成しました。